

法 律

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

法律第五十九号

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律

外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

外国為替及び外国貿易法

目次中「第二章 外国為替公認銀行及び両替商(第十條―第十五條)を「第二章 削除」に「第四十七條―第五十五條」を「第四章の二 外国為替等審議会(第五十五條の二、第五十五條の三)を「第六章の三 報告等(第五十五條―第五十五條の九) 外国為替等審議会(第五十五條の十、第五十五條の十一)に、「第五十五條の四」を「第五十五條の十二」に改める。

第六條第一項中「の適用を第一にするため、次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする」を「において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第七号を次のように改める。

- 七 「支払手段」とは、次に掲げるものをいう。
  - イ 銀行券、政府紙幣、小額紙幣及び硬貨
  - ロ 小切手(旅行小切手を含む)、為替手形、郵便為替及び信用状
  - ハ 証券、電子機器その他の物(第十九條第一項において「証券等」という)に電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう)により入力されている財産的価値であつて、不特定又は多数の者相互間で支払のために使用することができるもの(その使用の状況が通貨のそれと近似しているもの)として政令で定めるものに限る。

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部改正(第二條關係) 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第二條第二項に規定する政令で定める事業に共用飛行場の施設の新設又は改良の工事に関する事業を追加することとした。

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正(第三條關係) 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第二條に規定する政令で定める事業に共用飛行場の施設の新設又は改良の工事に関する事業を追加することとした。

この政令は、公布の日から施行することとした。

国は、当分の間、地方公共団体に対し、(イ)の工事で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、(ロ)により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができることとした。(附則第一〇項、第一六項及び第二〇項關係) この法律は、公布の日から施行することとした。

第三種空港において、当該空港と他の地点との間の路線における輸送需要に対応した輸送力を有する航空機が発着することができ、長さを超えてその滑走路を延長する工事等を施行することができることとした。(附則第五項關係) (イ)の工事のうち空港の利用者の利便の向上又は地域経済の発展に特に資するものとして政令で定めるものに対し、国は、予算の範囲内、その工事に要する費用の一〇〇分の四〇以内を当該工事を施行する地方公共団体に對して補助することができることとした。(附則第六項關係) (ロ)の工事のために取得した土地等は、地方公共団体に帰属することとした。(附則第七項關係) 国は、当分の間、地方公共団体に対し、(イ)の工事で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、(ロ)により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができることとした。(附則第一〇項、第一六項及び第二〇項關係) この法律は、公布の日から施行することとした。

居住者又は非居住者が資本取引の当事者となったときは、政令で定める場合を除き、当該資本取引の内容等をその都度大蔵大臣に報告しなければならないこととした。ただし、銀行等、証券会社及び大蔵大臣に届出を行った者との取引を行った場合等には報告を不要とし、また、銀行等、証券会社、大蔵大臣に届出を行った者及び金融先物取引業者は一定の期間内の資本取引について一括して報告することができることとした。(第五五條の三、第五五條の四關係) 大蔵大臣は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、外国為替業務を行う者のうち、相当規模のものを行う者として政令で定めるものに対し、当該外国為替業務に関する事項(第五五條の三の規定による報告の対象となる事項を除く)についての報告を求めることができることとした。(第五五條の七關係) この法律は、平成一〇年四月一日から施行することとした。

空港整備法の一部を改正する法律(法律第六〇号)(運輸省) 共用飛行場における工事費用の負担等 (イ) 運輸大臣が自衛隊の設置する飛行場(空港に限る。以下「共用飛行場」という)において、滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの新設又は改良の工事を施行する場合には、当分の間、その工事に要する費用は、国がその三分の二を、当該共用飛行場の存する都道府県がその三分の一をそれぞれ負担することとした。(附則第二項關係) (ロ) 工事のために取得した土地等は、国に帰属することとした。(附則第三項關係) 空港の災害復旧工事に關する国及び都道府県の負担割合等についての規定は、共用飛行場について準用することとした。(附則第四項關係) 第二種空港及び第三種空港における工事費用の負担等の特例等 (イ) 地方公共団体は、当分の間、その管理する第二種空港又はその設置し、若しくは管理す